

八女筑後医療連携協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、八女筑後医療連携協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 協議会の主たる事務所を、一般社団法人 八女筑後医師会内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域の医療機関・医療関係団体が連携し、地域医療情報共有システムの継続的・安定的な運営管理を行う。
ネットワークの充実を推進することにより、安全・安心で信頼される医療の提供及び高度な保健医療・福祉社会を形成し、住民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)地域医療情報ネットワークの運用管理に関する事業
- (2)地域医療情報ネットワークの普及促進に関する事業
- (3)地域医療情報ネットワークの利活用に関する調査・研究事業
- (4)その他この協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成団体、役員)

第5条 協議会は、協議会の目的に賛同する次の団体・機関(以下「構成員」という。)を持って構成する。協議会の構成団体・機関並びに役員は別紙のとおりとする。

- (1)病院
- (2)診療所
- (3)医療関係団体
- (4)その他会長が適当と認める者

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1)理事12名以内

(役員を選任)

第7条 役員は、別表2の団体・機関から推薦された者とする。

- 2 会長、副会長は、医師会長及び副会長がこれに当たる。

(職務)

第8条 会長は、この協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期等)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了または辞任した時においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(報酬)

第10条 役員報酬は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(顧問)

第11条 この協議会に顧問を置くことができる。
2 顧問は、理事会で議決し会長が任免する。

(理事会)

第12条 理事会は理事をもって構成し、会長が招集する。

(議決事項)

第13条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)規約の変更
- (2)事業計画
- (3)事業報告
- (4)役員を選任
- (5)その他、協議会の運営に関する重要事項

(議長)

第14条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第15条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第16条 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって可決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(事業年度)

第17条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(補足)

第18条 この規約の施行に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、この協議会成立の日から施行す。

別紙

八女筑後医療連携協議会 構成団体、機関並びに役員名簿

1 構成団体・機関

八女筑後医師会、公立八女総合病院、筑後市立病院、姫野病院、柳病院、川崎病院、馬場病院

2 役員

役職名	所属団体・機関	同左職名
会長	八女筑後医師会	会長
副会長	八女筑後医師会	副会長
委員	公立八女総合病院・みどりの杜病院	企業長
委員	筑後市立病院	理事長
委員	姫野病院	理事長
委員	柳病院・八女リハビリ病院	理事長
委員	川崎病院	理事長
委員	馬場病院	理事長
委員	八女筑後医師会	理事(医療情報)
委員	八女筑後医師会	理事(病院担当)
委員	八女筑後医師会	理事(地域医療)